

E メール配信 (Wed 20/5/2020 11:05 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①CB (Circuit Breaker) 終了後の企業活動について

5月19日付で、MOHより、「END OF CIRCUIT BREAKER, PHASED APPROACH TO RESUMING ACTIVITIES SAFELY」について案内がございました。

【主なポイント】

段階的な制限解除として、下記3フェーズに分かれております。

Phase One (“Safe Re-opening”)、Phase Two (“Safe Transition”)、Phase 3 (“Safe Nation”)

<Phase One (“Safe Re-opening”)>

- ・感染リスクが低い経済活動が再開されます。
- ・外出は、引き続き“Essential Activities”のためだけに行われるべきであり、マスクの着用も必要です。
- ・多くの製造業では、ガイドラインに従いながら、生産活動を再開することができます。
- ・在宅勤務ができる人は、在宅勤務の継続が求められ、必要な場合のみオフィスに出向くことができます。
- ・雇用主は、職場に安全管理措置 (safe management measures) を講じる必要があります。
- ・Phase One では、ほとんどの小売店やその他の個人向けサービスは再開されません。飲食店でのご飯も引き続き禁止されます。
- ・2020年6月2日から営業を再開できる事業者のリストは下記となります。(Annex A)
(<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-a05667c7d43454b05b072239ceb582db1.pdf>)
- ・各社は事業再開日から2週間以内に GoBusiness のサイト (<https://covid.gobusiness.gov.sg>) から
人員の詳細について提出する必要があります。
- ・MTI からの勧告については、下記ご確認下さい。(Annex B)
(<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-b720556c0e56b4cdfaf670b03c548045d.pdf>)

<Phase Two (“Safe Transition”)>

- ・Phase One が開始され、その後、数週間の間、コミュニティ内及びドミトリーでの感染状況がコントロールされていれば、Phase Two へ進みます。
- ・Phase Two では少人数での社会活動が可能となる予定です。
- ・必要な措置を講じながら、飲食店や小売店、スポーツジムやフィットネススタジオ、学習センターなどが再開されます。
- ・在宅勤務ができる人は、引き続き在宅勤務を行うことが求められます。

<Phase 3 (“Safe Nation”)>

- ・その後、Covid19 の状況に応じて、Phase 3 に向けて、徐々に制限の緩和を行います。
- ・Phase 3 は有効なワクチンや治療法が開発されるまでの間、継続されることを想定しています。
- ・必要な措置を講じながら、スパやマッサージ、映画館、劇場、バー、パブ、ナイトクラブ等の再開を想定しています。

- ・大規模な集団発生を防ぐために、人数を制限する必要があります。
- ・各フェーズにおいて期待される活動については、下記をご確認ください。(Annex C)
<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/annex-c43ac18ad1e064ae18b7f1bdfb16b0bf1.pdf>

<その他記載事項>

- ・シンガポールの出入国については、上記の Phase とは切り離して考えています。
- ・現在、シンガポールはいくつかの国との間で、必要な移動が行えるよう
“green lane arrangements” の可能性について検討しています。
- ・引き続き、検査体制の拡大、接触履歴の追跡、医療体制の整備に取り組みます。

詳細については、下記サイトをご確認ください。

MOH ウェブサイト : <https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/end-of-circuit-breaker-phased-approach-to-resuming-activities-safely>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当 : 清水) E-mail: info@jcci.org.sg